

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	北竜町	国調人口(H17.10.1現在)	2,376
構成団体名		職員数(H21.4.1現在)	45

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.150 (18年度)	標準財政規模(百万円)	1,421 (19年度)
実質公債費比率(%)	20.4 (18年度)	地方債現在高(百万円)	4,625 (19年度)
経常収支比率(%)	87.1 (17年度)	うち普通会計債現在高(百万円)	4,386 (19年度)
実質収支比率(%)	2.8 (17年度)	うち公営企業債現在高(百万円)	239 (19年度)
		積立金現在高(百万円)	592 (19年度)

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、繰上償還の対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

- 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨
 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨
 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で要旨を記入すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	北竜町公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
計 画 期 間	平成21年度～平成25年度
既存計画との関係	北竜町集中改革プラン(平成17年度～平成21年度) 北竜町公債費負担適正化計画(平成17年度～平成21年度) 北竜町簡易水道公営企業経営健全化計画(平成20年度～平成24年度)
公表の方法等	公式ホームページで公表、町議会へ報告予定
基本方針	「北竜町行財政改革大綱」に基づく集中改革プランの着実な実施による歳入の確保と歳出の見直しを行い、行政のスリム化効率化を進め、福祉・教育・及び社会生活基盤の充実を図りつつ、持続可能な財政構造の維持を目指す。

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	4.3	216.0	7.4	227.5
	補償金免除額	0.6	68.3	1.1	69.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、少数点第2位が0であるが、少数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成21年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
普通 会計債	調整債	490			490
	公営住宅建設事業債	2,151	17,205		19,356
	一般単独債(自然災害防止事業債)		179		179
小 計 (A)		2,641	17,384	0	20,025
出 一般 債等 計	上水道事業債	1,563	1,406	7,318	10,287
	簡易水道高料金対策借換債		197,183		197,183
小 計 (B)		1,563	198,589	7,318	207,470
合 計 (A)+(B)		4,204	215,973	7,318	227,495

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
普通 会計債					
小 計 (A)					
出 一般 債等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町は、北海道の中央西に位置し、雨竜川外三河川流域を主として肥沃な土地と豊かな水資源のもと、稲作を中心とした農業の町である。人口は国勢調査によると平成12年の人口は2,562人、平成17年は2,376人で、平成21年3月末現在住民基本台帳登録人口は2,288人となっており、著しい人口の減少が進行している。</p> <p>財政状況は、20年度決算によると歳入決算構成比では、地方交付税が51.9%、地方税は6.0%と典型的な交付税依存型収入構造となっている。歳出決算構成比については、義務的経費である人件費、扶助費、公債費が37.9%を占め、物件費、補助費等、維持補修費を含めた経常的経費は85.6%となっている。</p> <p>平成19年度における財政力指数は0.15(類似団体平均0.19)、経常収支比率は87.5%(類似団体平均87.4%)、実質公債比率は17.2%(類似団体平均16.3%)となっている。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 公債費負担の健全化</p> <p>本町の平成19年度の歳出総額に占める公債費の割合は17.0%となっている。平成17・18年度に大型事業を実施したことにより、償還金のピークを平成22年度に迎えることから今後も建設事業の厳選と計画的な執行に配慮しなければならない。</p>
	<p>課 題 ② 給与水準の適正化と定員管理</p> <p>集中改革プラン等により給与水準の適正化と定員管理を推進し、人件費の抑制に努めなくてはならない。</p>
	<p>課 題 ③ 行政経費の縮減</p> <p>行政経費(物件費、維持補修費、補助費等)の縮減については、集中改革プランにより現在まで縮減を図ってきているところであるが、今も事務事業の点検や経費節減を続け、効率的な行政運営を図る。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容																																								
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容																																										
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減																																										
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	②	<p>・北竜町集中改革プランによる経費節減努力・職員管理適正化に努めており、平成14年度104名の職員数が平成17年度には92名（11名減）となり、平成22年度には90名以内を目標とし、基本的に、退職者の1/2以内程度の採用を計画し実行してきたところである。しかしながら、昨今の財政状況・職員1人あたりの業務量等を勘案すると、今後職員の削減は難しく、現状維持を見込んでいる。今後も町の財政状況等の動向を適確に把握し、また職員の適正配置等にも留意し経費節減努力・職員管理適正化に努める。</p> <table border="1" data-bbox="996 507 2004 619"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通会計</td> <td>51</td> <td>48</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>46</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>企業会計</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>44</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>39</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>90</td> <td>88</td> <td>89</td> <td>87</td> <td>85</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	普通会計	51	48	47	47	45	45	45	46	47	企業会計	41	42	44	43	43	44	42	39	37	計	92	90	91	90	88	89	87	85	84
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25																																	
普通会計	51	48	47	47	45	45	45	46	47																																	
企業会計	41	42	44	43	43	44	42	39	37																																	
計	92	90	91	90	88	89	87	85	84																																	
○ 給与のあり方																																										
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	②	<p>・人事院勧告、国家公務員給与構造改革に則して給与構造の見直しを実施している。 ・地域手当は支給していない。</p>																																								
◇ 技能労務職員の給与のあり方	②	<p>・本町に技能労務職員はいない。 ・今後も技能労務職員の新規採用計画はなく、臨時職員または民間委託による対応とする。</p>																																								
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	<p>・退職時特別昇給は実施していない。 ・北海道市町村職員退職手当に加入している。</p>																																								
◇ 福利厚生事業のあり方	②	<p>・北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会に加入しており、規定の割合を負担している。</p>																																								
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等																																										
○ 物件費の削減	③	<p>物件費は、北竜町集中改革プランにより経費節減に努め削減が行われてきたところである。今後も更なる削減に向け取り組み物件費の抑制に努める。</p>																																								
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	<p>現在までの指定管理者制度導入は次のとおり ・平成18年度～ サフワパーク北竜温泉・玄米ばら調製集出荷施設 ・平成19年度～ 老人福祉センター・老人憩いの家 ・平成20年度～ 農産物加工実習センター・金比羅公園・ひまわり観光センター・ひまわりの里・桜並木・イチイの森・碧水スキー場・野球場・海洋センター・パークゴルフ場 ・平成25年度～ 北竜町農畜産物直売所 今後も指定管理者制度導入について検討する。</p>																																								

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保		徴収率向上対策として、督促状の送付や面接による個別催促、分割納入などを実施している。今後も滞納者の経済状況にも考慮しながら、徴収率の向上に向け努力をしていく。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		土地開発公社については、平成24年3月12日をもって解散している。
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		町公報及びホームページにより公表している。
◇ 財政情報の開示		町公報及びホームページにより公表している。
○ 公会計の整備		平成22年度決算より総務省改訂方式にて作成している。平成26年度中に固定資産台帳を整備し、平成24年度決算より複式簿記による財務書類を作成予定。
○ 行政評価の導入		平成16年度より北竜町行政改革推進町民会議を設置し、集中改革プランの審議、効果額の検証等を行っている。
7 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プランによる事務事業の整理合理化を推進し、計画的な職員採用により適正な定員管理を図る。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	新たな地方債の発行については交付税算入率の高い過疎債などを活用し実質公債費比率の縮減に努める。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	人口減少が進み収入の増額が見込めない現状で基準外繰出を解消するのは困難では有るが、経費節減を進め料金改定も検討しながら、基準外繰出しの圧縮に努める。
4 その他	

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位：人、百万円)

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標										計画合計	
		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前2年度) (決算)	平成20年度 (計画前1年度) (決算)		平成21年度 (計画初年度)		平成22年度 (計画第2年度)		平成23年度 (計画第3年度)		平成24年度 (計画第4年度)		平成25年度 (計画第5年度)		実績値	計画値
								実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
職員数	職員数	51	48	47	47	45		44	46	45	45	45	44	46	43	47	43		
	増減数	△ 2	△ 3	△ 1		△ 2	△ 8	△ 1	1	1	△ 1	0	△ 1	1	△ 1	1	0	2	△ 2
	職員数のうち一般行政職員数	46	43	42	42	40		39	41	40	40	40	39	41	38	42	38		
	増減数	△ 2	△ 3	△ 1		△ 2	△ 8	△ 1	1	1	△ 1	0	△ 1	1	△ 1	1	0	2	△ 2
	職員数のうち教育職員数	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	増減数						0												
	職員数のうち警察職員数																		
	増減数																		
	職員数のうち消防職員数																		
	増減数																		
職員数のうち技能労務職員数																			
増減数																			
実質公債費比率	—	20.4	17.7	17.2	15.4		13.9	13.7	11.8	13.3	10.9	13.7	9.8	14.3	9.3	14.0			
増減																			
地方債現在高	3,896	4,323	4,753	4,625	4,429		4,310	4,341	4,153	4,176	3,943	4,021	3,795	3,873	3,790	3,709			
増減		△ 427	430	△ 128	△ 196		△ 119	△ 88	△ 157	△ 165	△ 210	△ 155	△ 148	△ 148	△ 5	△ 164			
人件費(退職手当を除く。)	472	434	427	434	436		410	440	408	431	410	422	410	408	400	399			
改善額	63	101	108	101	99	472	26	△ 4	28	5	26	14	26	28	36	37	142	80	
改善額																			
〇〇〇																			
改善額																			
〇〇〇																			
改善額																			
〇〇〇																			
改善額																			
〇〇〇																			
改善額																			
計画前5年間改善額 合計						472											改善額 合計	142	80

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 各年度の「職員数」欄については、地方財政状況調査表の作成時点（翌年4月1日時点）の職員数を記入すること。

4 「改善額」については、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間）に実施したものに限り、から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が財政健全化計画の計画期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。

5 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

6 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

7 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。

8 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、1の「5 繰上償還希望額」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

9 必要に応じて行を追加して記入すること。

(参考)補償金免除額	69.8
------------	------